



第二次四国中央市 環境基本計画 [概要版]

次世代を担う若者・子どもたちと、豊かな自然を大切にするまち
四国中央市
~持続可能な社会の構築を目指して~

平成29年3月

愛媛県四国中央市

基本目標

施策

取り組み内容

リーディング・プロジェクト

生活環境

快適な住まい空間の確保と安心できるまちづくり

- ①大気汚染・騒音・振動の発生防止
- ②悪臭の防止
- ③有害化学物質対策

- ・大気質の常時監視、騒音振動調査の・実施
- ・工場・事業場対策
- ・道路沿道環境対策
- ・光化学オキシダント対策
- ・アスベスト対策
- ・建設工事に伴う騒音・振動対策
- ・生活騒音対策
- ・野焼きの禁止の徹底
- ・畜産事業場対策
- ・日常生活に起因する悪臭の防止
- ・苦情処理体制の整備

安心・安全で住みよいまちづくり

水環境

良質な水を守り水とともに発展するまちづくり

- ①水質の保全
- ②水循環の保全
- ③土壌汚染の防止

- ・公共用水域及び地下水の水質測定
- ・工事・事業場対策
- ・生活排水対策
- ・農業・畜産業対策
- ・水質保全のための普及啓発
- ・苦情処理体制の整備
- ・海岸漂着物・海岸漂流物
- ・地下水のかん養
- ・水資源の有効利用のための普及啓発
- ・環境保全型農業の推進

自然環境

美しい自然環境の保全とまちの緑や公園の整備の促進

- ①動植物の保護・自然環境の保全
- ②自然とのふれあい

- ・開発事業や土地利用における配慮
- ・自然保護意識の啓発
- ・希少動植物の保護及び生息・生育域の保全
- ・外来生物対策
- ・河川及び海域の生態系の保全
- ・自然海岸の保全
- ・干潟や藻場の保全
- ・自然とのふれあいの確保
- ・グリーン・ツーリズム等の推進
- ・自然とのふれあいに係る環境整備
- ・自然を活用したまちづくり

豊かな自然・水と緑を守り育てるまちづくり

快適環境

美しい景観や歴史・文化の継承と創造

- ①公園や緑地の整備及び緑化の推進
- ②景観の保全及びまちの美観の維持
- ③安心・安全なまちづくりの推進

- ・公園や緑地の整備
- ・緑化の推進及び花と緑のまちづくり
- ・公園や緑地の維持管理の促進
- ・景観条例の制定
- ・自然景観・市街地の景観、文化的・歴史的景観の保全
- ・市民参加による景観づくり
- ・まちの美観の維持
- ・公共施設等のバリアフリー化
- ・人にやさしい道路づくり

廃棄物・リサイクル

持続性のある循環型社会の形成

- ①廃棄物の減量
- ②廃棄物の適正処理
- ③資源の循環的利用
- ④ポイ捨て及び不法投棄の防止

- ・ごみの発生抑制による減量
- ・ごみの分別・有効利用による減量
- ・事業活動における廃棄物の減量
- ・ごみ処理施設の適正な維持管理
- ・環境モニタリングの実施
- ・古紙回収と再生利用の推進
- ・環境美化に関する啓発活動
- ・地域住民の環境美化活動の支援
- ・不法投棄の防止

紙のまち・持続可能な循環型のまちづくり

環境と社会経済

地域産業の発展・振興と地域の魅力を活かす観光・物産の振興

- ①事業者の環境保全の取り組みの推進
- ②環境ビジネスの展開
- ③環境教育の推進及び指導者の育成
- ④森林・農地の保全

- ・環境報告書の製作・教育
- ・職場における環境教育の推進
- ・環境マネジメントシステムの導入
- ・地域の環境保全活動等への参加
- ・環境ビジネスの検討及び企画
- ・自然や工場等を観光資源とした環境ビジネスの検討
- ・リサイクルポート指定によるリサイクル産業の振興
- ・環境教育の推進
- ・環境保全を推進する指導者の育成
- ・天然林の保護
- ・人工林や里山の保全と維持管理
- ・農地の保全と環境保全型農業の推進

地球環境

次世代を担う若者・子どもたちへの美しい地球環境の伝承

- ①地球温暖化の防止
- ②オゾン層破壊及び酸性雨への対策

- ・四国中央市地球温暖化対策実行計画の策定
- ・省エネに関する普及啓発及び公共施設等の省エネ改修
- ・新エネルギーの導入
- ・ごみの発生抑制及び減量化
- ・自動車からの温室効果ガス排出量の削減
- ・温室効果ガスの吸収源対策
- ・フロン回収の徹底
- ・オゾン層に関わる情報提供及び普及啓発
- ・酸性雨対策

省エネ・新エネ・省CO2のまちづくり

次世代を担う若者・子どもたちと、豊かな自然を大切にするまち
 持続可能な社会の構築を目指して
 四国中央市

プロジェクト1 安心・安全で住みよいまちづくり

項目	内容
大気汚染の常時監視	<p>「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気汚染の常時監視をします。</p> <p>【環境基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化窒素：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること ・ 浮遊粒子状物質：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m³以下であること ・ ダイオキシン類：0.6pg-TEQ/m³以下
光化学オキシダント・PM2.5への対策	<p>光化学オキシダント注意報・警報が発令された場合は、直ちに教育施設、福祉施設を中心に、広く市民向けに周知します。</p> <p>【環境基準】光化学オキシダント：1時間値が0.06ppm以下であること</p> <p>PM2.5(微小粒子状物質)濃度が、環境省が定めた暫定的な指針値(1日平均値70µg/m³)を超えると予想され、注意喚起情報が発表された場合は、直ちに広く市民向けに周知します。</p> <p>【環境基準】微小粒子状物質：1年平均値が15µg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35µg/m³以下であること</p>
ダイオキシン類や酸性雨への対策	<p>ダイオキシン類や排出煙による環境汚染を防止するため、産業廃棄物法定焼却炉の構造や維持管理の診断を行います。</p> <p>定期的に雨水を採取し、降水量、pH、導電率及びイオン濃度を測定・把握します。</p> <p>屋外焼却に対し、指導や意識啓発を行います。</p>
騒音・振動対策	<p>「環境基本法」「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づき、市内における一般環境騒音、自動車騒音、道路交通振動などの監視を行います。</p> <p>市が管理する道路の低騒音舗装(高機能舗装)の敷設を進めるとともに、防音・防振設備を導入することで騒音・振動の軽減を図ります。</p> <p>騒音・振動の発生が少ない低公害車の普及を促進します。</p>
悪臭対策	<p>悪臭の発生源に対し、悪臭防止法に基づき指導するとともに、苦情などに対応し、適宜、悪臭の測定・監視を行います。</p>
水質に関する指導や事故対応	<p>「水質汚濁防止法」に基づく届出の審査及び立入検査などによる排水基準遵守の確認、指導などを行います。</p> <p>河川などにおける油などの危険物、有害物質などの流出、魚類のへい死などの水質汚濁事故に関して、迅速かつ適切に対応します。</p> <p>有害物質を使用している事業所に対し、地下水汚染の未然防止について指導します。</p>
公害苦情への対応	<p>大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動に係る市民からの苦情に対応し、原因の特定に努め、市民の生活環境を保全します。</p>
工場・事業場への指導	<p>環境関係法令に基づき、事業所・解体現場への立入検査、行政測定及び排出基準遵守などの指導を実施し、特定施設の適正な管理を推進します。</p>
不法投棄の防止	<p>不法投棄の監視や啓発を通じて、山、川、海岸部の自然や生活環境を保全します。</p> <p>不法投棄監視員等による定期的な監視はもとより、市民やボランティア団体などの協力により、不法投棄の早期発見に努めます。</p> <p>不法投棄パトロールなどで確認された不法投棄の状況及び原因者特定の調査を行うとともに、再発防止策を講じます。</p> <p>警察や関係自治体との連携を強化し、不法投棄の監視指導を徹底します。</p> <p>市道などの公共施設内に放置された所有者の不明な廃自動車の処分を行います。</p>

プロジェクト2

豊かな自然・水と緑を守り育てるまちづくり

項目	内容
豊かな水辺とのふれあいの充実	水際でレクリエーションを楽しむことができる公園、緑地、緑道の整備を進め、市民や滞在者等が集い、交流する憩いの場を創出します。
	河川やため池などの水辺を活用して、水環境や水辺に棲む生き物に触れ合い、体験する場や機会を充実させます。
	水辺の清掃や自然観察会などの市民活動を支援します。
都市公園の整備拡充と維持管理	都市公園などの整備拡充を図り、憩い空間とふれあいの場を確保します。
	市街地において、自然環境と身近にふれあい憩うことができる街区公園を整備します。
	市民が公園を安全・快適に利用できるように、維持管理を行います。
河川環境を活かした緑地整備	河川敷を利用し、都市緑地として河川環境を活用した計画的な整備を行い、地域のコミュニティの形成や防災の拠点となる緑地を創出します。
	河川の高水敷 ¹ を利用し、河川特有の自然環境や景観を活かしたレクリエーション、スポーツ活動などができる多目的緑地の整備を推進します。
環境美化の推進	河川敷や海岸などの美化活動を進めます。
	自治会などを通じて、地域ぐるみで美化運動が推進できるような体制を構築します。
	アドプトプログラム ² の活用や、「環境の日」清掃奉仕活動への協力などにより、環境保全活動への協力を推進します。



¹高水敷（こうすいじき）：高水敷は、常に水が流れる低水路より一段高い部分の敷地です。平常時にはグラウンドや公園など様々な形で利用されていますが、大きな洪水の時には水に浸かってしまいます。

²アドプトプログラム：市民と行政が協働で進める清掃活動等をベースとしたまちの美化や活動等を行うプログラム。

プロジェクト3

紙のまち・持続可能な循環型のまちづくり

項目	内容
リサイクル率の向上	リサイクル率の向上に向け、より良い分別体制を構築します。
	「混ぜればごみ、分ければ資源」を徹底し、さまざまなタイプの古紙の分別など、古紙リサイクル率向上に向けた啓発活動を推進します。
	古紙を自由に持ち込むことのできる回収拠点を、広く設置します。
	古紙類、古布類、アルミ缶等の資源ごみを地域で集団回収する組織や団体を広げます。
	アルミ缶、スチール缶、リターナブルびん、ペットボトル、牛乳パック、及び廃食油についても、古紙同様、回収拠点を広く設置します。
	ビン・缶類等を可燃ごみや不燃ごみに混入させることがないよう、広く啓発活動を推進します。
回収拠点の整備	回収拠点では、一定量の再生資源が安定して回収されるよう検討するとともに、回収した資源が速やかに再生利用されるよう、製造・販売業者とネットワークを構築します。
	回収拠点としては、支所や公民館など市の施設のほか、スーパーマーケット、食料・飲料の販売店、コンビニエンスストアなど広く協力を依頼します。
市内企業等との協力体制の構築	機密文書については、製紙工場等と協力して処理体制を構築するとともに、排出事業者には、焼却せずに再生紙原料として持ち込むよう働きかけます。
マイバッグ運動の推進	スーパーマーケット、食料・飲料の販売店、コンビニエンスストアなどに対して、ごみの減量化やリサイクルに積極的な取り組みを働きかけます。
	マイバッグやマイ箸、箸袋などのエコグッズを企画し、販売等を検討します。
	市民に対し、「マイバッグ運動」や「マイ箸運動」を呼びかけます。また、小売店等に対して「マイバッグ運動」の推進を、飲食店に対しては「マイ箸運動」の推進を働きかけます。
森林の恵みの保全	間伐が放棄された人工林の間伐を実施し、林床植生の再生などを促し森林の持つ多面的機能を強化します。
	市産材を活用した住宅や事業所の建築・建設を促進するとともに、公共建築物への市産材利用を促進します。
	適正な森林整備が進むよう支援するとともに、市有林や森林公園などの適正な維持管理や整備を実施します。
	間伐・植林体験活動や自然観察など、森林教室等を企画します。
里地里山の恵みの保全	良好な里山環境の整備及び生物多様性の保全を図るため、放任竹林対策を実施する団体を支援します。
	野生鳥獣による農林業への被害を軽減するため、防護柵の設置や緩衝地帯整備、捕獲報償金による捕獲の促進などを図ります。
生物多様性に配慮した地域づくり	地産地消の推進による地元産品への関心喚起、地域ブランドの開発支援、認証制度の実施などにより、魅力を発信します。
	里地里山地域への移住・定住の促進、集落の活性化を支援する人材の配置などにより、地域の持続可能なコミュニティづくりを行います。

プロジェクト4 省エネ・新エネ・省CO₂のまちづくり

項目	内容
省エネルギー設備・施設の導入	市庁舎の新築・増築等の際には、庁舎建設が周辺環境に与える影響に十分配慮して、太陽光発電設備やコージェネレーションシステムなどを備えた環境に配慮します。
	公共施設の新設や大規模改修時には、環境配慮・省エネルギー設備などの導入を積極的に進めます。
	家庭や事業所への高効率照明(LED、Hf照明など)や高効率給湯器(ヒートポンプ給湯器、潜熱回収給湯器など)などの省エネルギー設備の設置を促進します。
	既設防犯灯のLED化を促進します。
	遮熱効果の高いガラスの採用による省エネルギー化、建物周辺の緑化、親水空間の設置などを促進します。
市民への啓発・支援	市民ひとり一人の省エネルギーに資する行動の変革を促すよう、電気使用量が目に見える機器の設置を促進します。
	省エネルギー行動を啓発するためのチェックシートを作成し、配布します。
事業者への啓発・支援	事業所における省エネルギーに資する設備の導入を促進します。
	省エネルギー設備などの紹介や情報提供のほか、技術開発を支援します。
公共交通機関や自転車の利用促進	公共交通機関の積極利用・自転車利用の促進に関する呼び掛けを実施するとともに、市職員へのノーカーデーの促進に関する呼び掛けを実施します。
	駐輪場の整備や自転車走行空間の整備など、自転車の利用環境の整備や安全で快適な自転車走行空間の確保を推進します。
	駅前広場や駐輪場整備による交通結節点機能強化や、駅舎やバスのバリアフリー化を推進し、公共交通機関の利便性、安全性の向上を図ります。
エコドライブの推進	エコドライブを推進するため、エコドライブ講習会の実施や燃費ナビの貸出し、アイドリングストップの啓発活動などを実施します。
次世代自動車の普及拡大	燃料電池自動車を普及させるため、水素ステーションの整備について検討します。
	次世代自動車の普及や電気自動車急速充電器などの設置促進のため、普及イベントなどを実施します。
	愛媛県や他の市町、関連事業者等と連携し、次世代自動車の普及促進に努めます。



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用



第二次四国中央市環境基本計画 概要版

発行・編集 愛媛県四国中央市 市民部 生活環境課

TEL (0896) 28-6145

FAX (0896) 28-6057

URL <https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/>